

狛江市児童発達支援センター利用説明会の実施結果について

(1) 日時

令和2年1月29日(木) 午後7時から午後8時まで

(2) 場所

防災センター 402・403 会議室

(3) 出席者

利用希望者 24名

関係機関の職員等 35名

(4) 説明内容

- ・子育て・教育支援複合施設の概要について
- ・児童発達支援センターの概要及び実施事業について
- ・運営事業者の紹介
- ・利用までの流れと料金について
- ・1日の流れ(予定)週5日クラスの例
- ・今後のスケジュールについて

※説明は高齢障がい課職員から

(5) 主な質問

- ・地域支援事業の対象者について
(回答) 保護者支援や研修等については通所者以外も対象となる。
- ・医療的ケア児等への訪問療育の実施について
(回答) 訪問療育は実施しない。
- ・長期休暇について
(回答) 夏休み等の長期休暇は設けない予定
- ・給食提供の際の配慮について
(回答) きざみ食等是对応できるが、個別に相談いただきたき対応を検討する。
- ・有料駐車場利用時の駐車場利用料減免について
(回答) 障害者手帳をお持ちの方は、狛江駅北口地下駐車場の減免対象となる。

令和2年3月3日
庁議資料

狛江市児童発達支援センター利用説明会



狛江市福祉保健部高齢障がい課¹

本日の資料

- 1 狛江市児童発達支援センター利用説明会（パワーポイント資料）
- 2 令和2年度 狛江市児童発達支援センター募集要項（案）



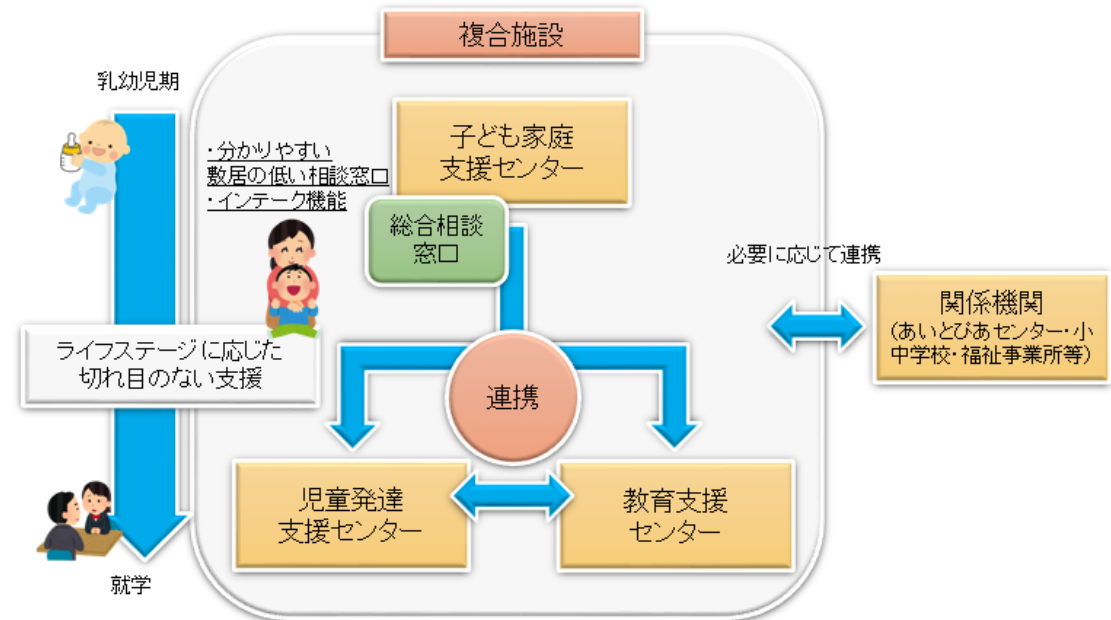
お話しする内容

- 1 子育て・教育支援複合施設の概要について
- 2 児童発達支援センターの概要及び実施事業について
- 3 運営事業者の紹介
- 4 利用までの流れと料金について
- 5 1日の流れ（予定）週5日クラスの例
- 6 今後のスケジュールについて
- 7 その他

1 子育て・教育支援複合施設の概要について

3階	教育支援センター
2階	児童発達支援センター 567. 58㎡ 通所指導室1・2・3（3室）、幼児用トイレ2箇所 相談室3・4・5・6（4室）、PT・OT室、プレイルーム、会議室、リソース室、医務室、交流スペース、テラス1箇所 平面図参照。
1階	子ども家庭支援センター
狛江市子育て・教育支援複合施設	

施設	視点	基本的な機能
子ども家庭支援センター	きづく	児童虐待・DVの発見、発達の遅れやかたより等の早期発見
	よりそう	子育てに関する幅広い相談、発達相談
	ささえる	育児サービスの提供、家庭訪問支援
児童発達支援センター	よりそう	一般相談、計画相談、家族支援
	つなぐ	地域支援
	ささえる	療育事業(通所サービス・訪問支援)
教育支援センター	きづく・つなぐ	就学(幼保⇒小・小⇒中)・転学相談
	よりそう	進路相談、進学相談、キャリア教育、教育相談、高校生相談
	ささえる	小中学校への巡回相談、学習支援、不登校対応



2 児童発達支援センターの概要及び実施事業について

○狛江市児童発達支援センターの概要

名称	狛江市児童発達支援センター
所在地	狛江市元和泉一丁目11番11号（旧狛江市教育研究所）
実施主体	狛江市
運営事業者	社会福祉法人 雲柱社
開所日時	月曜～金曜 9：00～18：00（通所事業は17：00まで）
施設規模	
建物面積	567.58m ²
構造等	鉄筋コンクリート造 地上3階建ての2階部分
併設施設	狛江市子ども家庭支援センター 狛江市教育支援センター

○基本理念と機能

～基本理念～

地域の中で切れ目なく寄り添い 支え すこやかに育む
児童発達支援センター

機能

1. つながりやすく、わかりやすい相談窓口の開設
2. 早期療育と療育の場の充実
3. 保育園・幼稚園への支援
4. 切れ目のない一貫した療育に向けた連携
5. 家族への支援と地域との連携
6. 支援の質の向上への取り組み

○平面図 複合施設 2階 (児童発達支援センター)

バルコニー-B												
プレイルーム 53.54㎡			通所指導室2 31.51㎡		幼児 トイレ2	通所指導室3 31.30㎡		通所指導室1 32.92㎡		バルコニー-A		
			廊下						前室	幼児 トイレ1		会議室 37.28㎡
倉庫			倉庫 19.75㎡		相談室4 3.71㎡	医務室 3.71㎡	男子 更衣室 7.14㎡		女子 更衣室 17.37㎡		交流スペース	
静養室 3.60㎡	相談室3 5.40㎡	共用 トイレ			スタッフルーム 13.81㎡							
廊下												
内部 階段2	厨房 14.78㎡		PT・OT室 54.18㎡				男子 トイレ	観察 待合室 4.10㎡	相談室6 12.02㎡		内部階段1	
						女子 トイレ	相談室5 7.36㎡				EV	

○実施事業

1 相談支援

(1) 一般相談（来所）

18歳未満の子どもやその家族を対象に、心身の発達やコミュニケーション等、環境への適応に関するあらゆる相談を受けます。



(2) 計画相談（来所）

18歳未満の子どもやその家族を対象に、通所サービスの利用に関する相談や障がい児支援利用計画案の作成、モニタリングをしながら継続的な支援を行います。

※児童発達支援センター以外で、計画を作ることも可能です。

(3) 療育相談

医師等が相談を受け、必要に応じて療育の必要性等の見立てを行い、適切な支援につなげます。

2 通所支援



(1) 児童福祉法に基づく通所サービス

児童発達支援の支給決定を受けた2歳児から5歳児までの子どもを対象に、集団生活や社会生活に
適応するために必要な集団指導や個別指導を行います。
(並行通所クラス・週5日クラス・個別指導クラス)

(2) 法外サービス

児童発達支援の支給決定を受けていない2歳児から5歳児までの
子どもを対象に、集団での行動観察や個別機能訓練等のアセスメントを
実施し、適切な支援につなげられる法外プログラム（集団指導・個別指
導）を提供します。（外来訓練クラス）

* (1)(2)とも、保護者が参加できるプログラムを用意しています。

※この他にも学齢期対象サービスの実施を予定しています。

3 地域支援



(1) 保育所等訪問支援

受給者証をお持ちのご家族からの依頼に基づき、センタースタッフが保育園・幼稚園・学校等を訪問し、環境調整や関わり方について職員の方やご家族に助言を行います。

(2) 保護者支援・研修・啓発

お子さんと一緒にクラスに参加していただき、子ども理解と関わり方を実感していただくプログラムを用意しています。また、市民・保護者向けの研修講座や先輩保護者との懇親会、就学説明会、各種勉強会、自助グループの支援等を幅広く行っていきます。

○通所支援におけるクラス

クラス	A 外来訓練クラス	B 並行通所クラス	C 週5日通所クラス	D 個別指導クラス
主なプログラム	外来訓練（集団） 外来訓練（個別）	集団指導 個別指導	集団指導 給食 個別指導	理学療法 作業療法 言語療法 心理療法
対象	2歳児から5歳児と その家族 困りごとがあるが支給決定を受けていない児童 （法外事業）	2歳児から5歳児 児童発達支援の支給決定児童 （法内事業）	2歳児から5歳児 児童発達支援の支給決定児童 （法内事業）	2歳児から5歳児 児童発達支援の支給決定児童 （法内事業）
通所回数	集団：週1日(半日) 10：00～12：00 個別：週1回 60分	集団：週2日 14：30～16：30 ※個別指導有	週5日 10：00～14：30 ※個別指導有	週1日 60分（目安）
登録定員	登録20名 1日最大14名程度	登録14名 1日7名	登録7名 1日7名	登録12名 1日6名

3 運営事業者の紹介

事業者名	社会福祉法人雲柱社
本部	世田谷区上北沢3丁目8番19号
代表者	理事長 服部 榮
設立年月日	1953年 7月29日
実施事業	東京都を中心に約60箇所で開催 保育園、児童館、学童クラブ、 障がい児・者支援施設、子ども家庭支援センターなどを展開
市における実績	子ども家庭支援センター、虹のひかり保育園、ファミリーサポートセンター、めぐみの森保育園、和泉児童館、岩戸児童センター
基本理念	利用者・家族の立場に立って、そのニーズに応え、適切なサービスを提供及びサービスの向上に努め、人ひとりの人格を尊重しつつ、利用者の自立及び成長を支援します。



○専門的なスキルを持つ職員の配置

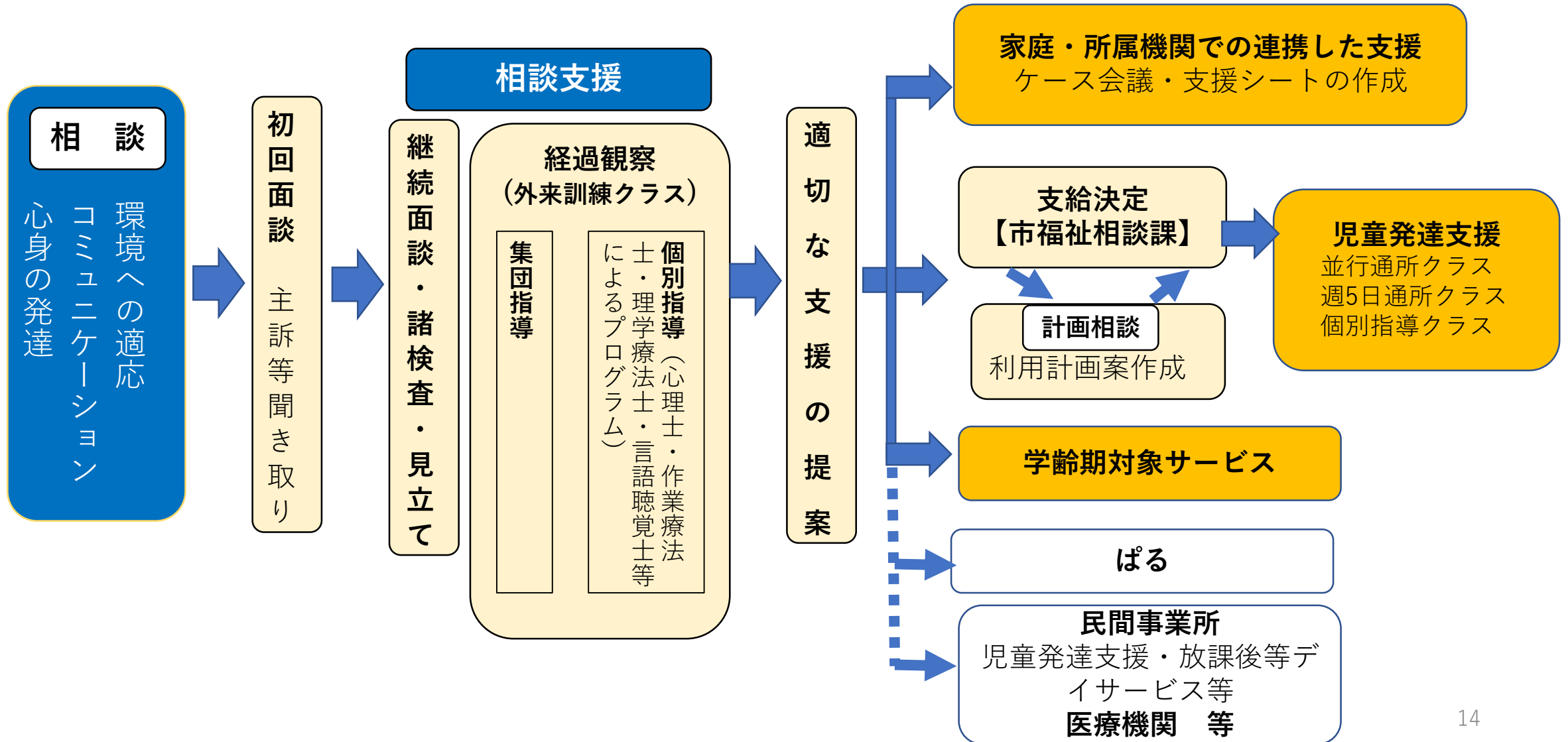
センターでは、以下のような専門職を配置し、専門的なスキル・知識に基づいて支援を行います。

(配置予定の専門職)

- ・児童発達支援管理責任者
- ・保育士
- ・心理士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・理学療法士
- ・相談支援専門員
- ・看護師、嘱託医（通所事業を対象）

4 利用までの流れと料金について

○利用までのながれ（一般相談）



○利用までの流れ（計画相談）

児童発達支援センター

初回面談

主訴等聞き取り

経過観察
(外来訓練クラス)

集団指導

個別指導
(心理士・作業療
法士・理学療法士・言語聴
覚士等によるプログラム)

計画相談

利用計画案作成

障がい児通所給付費支給
申請書

障がい児支援利用計画作成
【児童発達支援センター】

契約

児童発達支援
並行通所クラス
週5日通所クラス
個別指導クラス

保育所等訪問支援
保育園・幼稚園等

支給決定【市福祉相談課】

ぱる及び民間の事業所

計画相談
計画利用案作成

障がい児通所給
付費支給申請書

障がい児支援利用計画作成
(障がい児相談支援事業所)

契約

障がい児通所支援
児童発達支援・放課後等デイサービ
ス・保育所等訪問支援

自立支援給付費
介護給付（短期入所）・補装具

○利用料金について

(1) 法内事業

① 3歳児から5歳児までの児童：利用者負担は無償

※無償化の対象期間は、「満3歳になって最初の4月1日から小学校入学までの3年間」です。

※幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記のサービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。国の制度改正に伴うため、市外の障害児通所支援施設等を利用する場合も無償化の対象となります。

② 0歳児から2歳児までの児童：利用者負担はサービス利用料金の1割

※児童福祉法に基づき、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が給付費の対象。世帯の所得に応じてさらに月上限額が適用されます。

③ 給食費：1食 300円

※生活保護世帯及び非課税世帯 0円

<所得による負担上限額表>

所得区分	負担上限額	所得区分の認定法
生活保護世帯	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	市町村民税非課税世帯に属する者である場合
一般1	4,600円	市区町村民税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円未満の場合
一般2	37,200円	市区町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計が28万円以上の場合

(2) 法外事業

外来訓練クラス（※発達支援事業におけるクラスのA外来訓練クラス）

1回：1,200円（集団・個別）

※生活保護世帯及び非課税世帯 0円

(3) 利用料金の納付方法

口座振替又は銀行での納付書払

※口座振替の場合は利用した翌月の末日（金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに引き落としとなります。



5 1日の流れ (予定) 週5日クラスの例

10:00 登園
朝の支度
自由遊び
健康状態の確認
水分補給・トイレ
荷物整理 等

お子さんが出来る事、を積み重ね、朝の支度が1人でできるように促します。自分で出来る事を増やしていきます。

10:30 朝の会
リズム運動
感覚運動
あいさつ
出席確認
今日の予定を確認

お子さんが安心して過ごせるように、誰と何をするのかを見てわかる形で伝えます。また始まりと終わりを明確に伝え、行動に移しやすいよう支援します。

11:00 集団活動
11:30 給食
親子参加型活動
食事マナー

集団活動は、状況に応じて友達との関わりが適切にできるよう支援します。

12:30 自由遊び
13:00 集団活動
14:00 片付け
帰りの会
親子参加型活動
自分で片づけ
今日の振り返り

できた事、楽しかった事を中心に今日の行動を振り返ります。帰り支度はできるだけ自分でできるように練習していきます。

14:30 降園

6 今後のスケジュール（案）

- 令和2年4月30日 複合施設開設予定
(児童発達支援センター開設)
- 5月11日～ 来所相談等開始予定
- 6月～ 7月頃 通所プログラム等開始予定

7 その他

- ぱるは、来年度も現状のままの運営を続けていきます。センターと協力して市の療育を担っていきます。
- 利用申請は先着順ではありません。5月の開設後にセンターにご相談をいただき、利用申請（5月11日以降を予定）を行い療育の必要性等を総合的に判断して利用していただく方を決定します。
- センターでは送迎は行いません。
- 保護者への支援もセンターの役割の一つであり、保護者が参加できるプログラムも行います。

問い合わせ先

福祉保健部高齢障がい課障がい者支援係

☎ 3 4 3 0 - 1 1 1 1 内線 2 2 0 9

MEMO